

災害に係る情報発信等に関する協定

文京区（以下「甲」という。）と東京ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、区の区域内（以下「区内」という。）で地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が区民に対して放送等により必要な情報（以下「災害関連情報」という。）を迅速に提供し、かつ、災害関連情報の途絶等による甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに文京区地域防災計画の趣旨を尊重し、区民生活の安定に寄与するため、迅速に正確な災害関連情報を提供するよう努めるものとする。

（協力内容）

第3条 甲及び乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害発生時等において災害関連情報を乙に提供し、乙は、災害関連情報を放送等により広く一般に周知すること。
 - (2) 灾害発生時等における区民への災害関連情報の提供について、甲及び乙の協議の上、必要に応じ、乙が管理する放送設備の一部を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うこと。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、甲及び乙の協議により決定した事項
- 2 甲及び乙は、前項の協力内容を災害発生時等において円滑に行うため、平常時から必要に応じた準備を行うものとする。

（協力依頼）

第4条 前条に規定する協力内容の実施についての依頼は、甲及び乙の協議により必要に応じて行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第3条に規定する協力内容の実施が円滑になされるよう、それぞれ連絡責任者を決め、相互に届け出ておくものとする。

（費用）

第6条 第3条に規定する協力内容の実施に伴い生じる費用負担については、甲及び乙の協議により決定するものとする。

（災害関連情報の周知）

第7条 乙は、甲が提供した災害関連情報について、甲が別段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切であると判断した方法により、広く一般に周知することができる。ただし、乙は、甲が提供した災害関連情報を本協定の目的以外のため

に利用してはならない。

（本協定の期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日までに甲又は乙のいずれからも期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がないときは、1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月17日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修

東京都文京区後楽一丁目1番7号

乙 東京ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役社長執行役員

土井 良一